

定 款

鹿 島 建 設 株 式 会 社

鹿島建設株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は鹿島建設株式会社と称し、英文ではKAJIMA CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築及び機器装置その他建設工事全般に関する請負又は受託
2. 建設プロジェクト並びに地域開発、都市開発、海洋開発、宇宙開発、資源開発、環境整備、エネルギー供給等のプロジェクトに関する調査、研究、評価、診断、企画、測量、設計、監理、調達、運営管理、技術指導その他総合的エンジニアリング、マネージメント及びコンサルティング
3. 土地の造成、住宅等建物の製造、建設及び不動産の売買、賃貸借、仲介、保守、管理、鑑定、評価及びコンサルティング並びに植林及び緑化事業
4. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、不動産特定共同事業
5. 建設及び荷役運搬用機械設備、各種索道、鋼索鉄道、公害防止機械設備、建設用資材、家具、室内外装飾品、工芸品、園芸用品等の設計、製作、加工、販売、輸出入及び賃貸借
6. 工業所有権、著作権、ノウハウ、コンピュータを利用した各種ソフトウェアの企画、開発、取得、実施許諾及び販売
7. 各種情報の収集、処理及び提供に関する事業、電気通信事業並びに放送業
8. 農産物の栽培の研究開発及び魚介類の養殖並びにこれらの生産物の販売
9. 建物内外の保守管理、保安警備及び清掃業務
10. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処理、資源再利用、環境汚染物質の除去及びこれらに関するコンサルティング並びに電気及び熱の供給事業
11. 道路、鉄道、港湾、空港、河川、水道、下水道、庁舎、廃棄物処理施設その他の公共施設並びにこれに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
12. ホテル等宿泊施設、スポーツ施設、健康・医療施設、保養所等厚生施設、教育研修施設、遊園地等レクリエーション施設、スーパーマーケット等商業施設、倉庫、搬送センター、飲食店等の施設の保有、経営及びコンサルティング
13. 旅行業、陸上・海上・航空の各運送業、貨物運送取扱業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び労働者派遣事業

14. 広告，出版・印刷，映像・音声等の各種メディアの企画，制作及び販売並びに各種イベントの企画，制作，運営及びコンサルティング
15. 食料品，衣料品，医薬品，煙草，酒類，郵便切手類，書籍，文具，日用品雑貨類等の小売業，ゴルフ会員権等の会員権，宿泊券，入場券の取次及び販売並びに通信販売業
16. 金銭の貸付，債務の保証等の金融業務及び総合リース業
17. 前各号に関連又は附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は12億 5 千万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第165条第 2 項の規定により，取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単 元 株 式 数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は，その有する単元未満株式について，次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株式に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要ある場合に、取締役社長がこれを招集する。

取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招 集 地)

第 13 条 当社の株主総会は東京都区内で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議)

第 18 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は13名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は株主総会で選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長若干名を定めることができる。

取締役社長は取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。

(取締役会)

第 23 条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役との責任限定契約)

第 26 条 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 27 条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役は株主総会で選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 31 条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役との責任限定契約)

第 33 条 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は株主総会で選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当会社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

前項の金銭が未払であるときには利息をつけない。

附 則

第 1 条 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。ただし、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

第 2 条 前条及び本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

